

# ひとり親家庭のしおり

このしおりは、母子家庭（母と20歳未満の子どもがいる家庭）、父子家庭（父と20歳未満の子どもがいる家庭）、寡婦、寡夫の方々にかかる、各種制度をまとめたものとなっております。

それぞれの制度によって、対象の範囲、お子さんの年齢区分等が異なる場合がありますので、詳細は各窓口へ直接お問い合わせください。

## 1 困った時の相談は

相談窓口の名称	相談等の内容	電話番号
母子家庭等就業・自立支援センター	仕事に関する相談・求人情報の提供・職業紹介 養育費に関する相談・生活の困りごと相談 出張相談・巡回相談 土・日・祝日電話相談	広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センター (082)227-2377
広島県東部こども家庭センター	配偶者などからの暴力に悩む方からの相談や自立のための支援を行っています。	(084)951-2372
	子どものあらゆる問題について、児童福祉司、児童心理司などの専門の職員が相談相手となり、専門的診断のもとに問題解決のお手伝いをしています。	(084)951-2340
いじめダイヤル24	いじめに関する相談を受け付けています。心理療法士等の専門の相談員が相談に応じています。	広島県立教育センター (082)420-1313
心のふれあい相談室	いじめや不登校などの相談を受け付けています。	広島県立教育センター (082)428-7110
神石高原町子育て支援センター アイ・アイ	カウンセラーや相談員が子育てに関する悩みや不安、子どもたちについての学校や家庭での悩みや不安、子どものための心の相談をお聴きします。しんどいことがあれば、迷わず電話してください。	(0847)82-2250
神石高原町役場福祉課	ひとり親家庭の相談窓口です。一人で抱え込まずにぜひご相談ください。相談内容に応じて専門機関のご紹介も行います。	(0847)89-3335
神石高原町子育て世代包括支援センター にじいろ	妊娠・出産・子育てに関する相談窓口です。気になることがあれば、自分たちだけで悩まず、お気軽にご相談ください。電話での相談も大丈夫です。	(0847)89-3368

## 2 手当・年金・医療費等の助成・福祉資金などの経済的支援

	制度等の名称	制度等の内容	問い合わせ先
手 当	児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童のいるひとり親、または養育者に支給されます。所得制限、公的年金との併給制限があります。	福祉課 (0847)89-3335
	児童手当	0歳から中学校修了（15歳到達後最初の3月31日）までの間にある児童を養育している方に支給されます。	
	特別児童扶養手当	身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育している保護者に支給されます。	
	障害児福祉手当	身体、知的又は精神に重度の障害があるために日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅障害児に支給されます。	
	特別障害者手当	身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に支給されます。	
年 金	遺族基礎年金・遺族厚生（共済）年金	国民年金・厚生年金・共済年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人に生計を維持されていた遺族（遺族基礎年金は子のある配偶者又は子・遺族厚生（共済）年金は配偶者及び子等（一定の範囲あり））に支給されます。	備後府中年金事務所 (0847)41-7421 共済年金の方は内容によって各共済組合
医 療 費 な ど	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親及び児童等が、医療機関を受診した場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。 対象家庭：18歳到達後最初の3月31日までの児童を扶養している所得税の非課税世帯	福祉課 (0847)89-3335
	乳幼児医療費助成	就学前までの児童が、医療機関を受診した場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。	
	こども医療費支給制度	満18歳到達後最初の3月31日までの児童が、医療機関を受診した場合、医療費の自己負担分の一部を助成します（他の制度で助成を受けることができる方は対象外）。	
福 祉 資 金 （ 貸 付 ）	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、修学資金・修業資金等各種資金の貸付けを無利子又は低利で行っています。 対象者：母子家庭の母、父子家庭の父、その児童、20歳未満の父母のない児童、寡婦	福祉課 (0847)89-3335
	生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の生活の安定を図るために、低利又は無利子で資金の貸付けを行っています。	社会福祉協議会 (0847)85-2330
	母子家庭等緊急援護資金	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定を図るため、緊急に資金が必要な場合、一時的に資金の貸付けを行っています。 対象者：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のない20歳未満の児童	一般財団法人 広島県ひとり親家庭等福祉連合会 (082)227-2370

### 3 仕事のこと

	制度等の名称	制度の内容	問い合わせ先
就業のための機関	母子家庭等就業・自立支援センター	技能講習会等事業 仕事に関する相談，求人情報提供，求人開拓等の他に，就業に必要な技能を修得するため次の事業を無料で実施しています。 *就職準備・離転職セミナー *パソコン講座 *介護職員初任者研修 など	広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センター (082)227-2377
	ハローワーク福山マザーズコーナー	子育てをしながら就職を希望している方に対し，キッズコーナーの設置など子ども連れでも安心して相談ができる環境を整えています。	(084)921-8189
資格取得のための訓練	公共職業訓練	公共職業安定所に求職の申込みを行った人で技能を身につけることが必要な人のために，職業能力開発施設等で職業訓練を行っています。 パソコン，介護などの様々なコースがあります。	
	求職者支援訓練	雇用保険を受給できない求職者の方などを対象に民間教育機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を行っています。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と特定の職種に必要な実践能力を一括して習得するための「実践コース」があります。	ハローワーク府中 (0847)43-8609
就労支援に関する手当	職業訓練受講給付金	雇用保険を受給できない求職者の方が，公共職業安定所長の指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し，一定の支給要件を満たす場合に支給されます。	ハローワーク府中 (0847)43-8609
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が町が指定する教育訓練講座を受講した場合，受講修了後に受講料の一部が支給されます。 ※所得制限があります。	
	高等職業訓練促進給付金等	*高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭の親が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上の養成機関等で修学する場合，要件に該当すれば，生活費の負担軽減として給付金が支給されます。 *高等職業訓練修了支援給付金 養成機関への入学時における負担を軽減するため，修了日以降に支給されます。 ※支給を希望される方は事前に相談する必要があります。また，所得制限があります。	福祉課 (0847)89-3335
	高等職業訓練促進資金貸付	ひとり親家庭の親が高等職業訓練促進給付金を活用しながら，看護師等の資格取得をめざし，1年以上養成機関等で修学する場合，入学準備金（上限50万円），就職準備金（上限20万円）の貸付けが受けられます。なお，要件を満たす場合，貸付金が全額返還免除されます。	広島県社会福祉協議会 (082)254-3413

	制度等の名称	制度の内容	問い合わせ先
就労支援に関する手当等	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及び児童が、より良い条件での就業や転職のため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために試験合格のための対策講座を受講した場合、受講修了後に受講修了時給付金として受講費用の一部（経費の20%、上限10万円）が支給されます。 また、高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合、さらに経費の40%（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）が支給されます。	福祉課 (0847)89-3335

#### 4 保育等支援制度について

	制度等の名称	制度の内容	問い合わせ先
保育所等・幼稚園・学童保育	保育所	町内に5つの保育所があります。保育所によって、預かり年齢が異なります。また、里帰り出産等のための一時預かりや保育所開放も行っています。	福祉課 (0847)89-3335
	託児所	0歳から保育所に入るまでの乳幼児を預かります。また、時間単位の一時的預かりや園庭開放もしています。	託児所たんぽぽ (0847)89-3577
	幼稚園	3歳から入園できます。また、里帰り出産のため等の一時預かりや園庭開放、1歳からの預かり保育もしています。	どんぐり幼稚園 (0847)85-2140
	学童保育	昼間、家庭に保護者がいない町内の小学生のために、町内4か所で学童保育を行っています。生活保護もしくは児童扶養手当を受給されている場合には、申請により、利用料を免除します。	福祉課 (0847)89-3335
補助金等	私立幼稚園就園奨励費補助金	保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の一層の普及充実を図ることを目的とし、町では国の補助を受けて、私立幼稚園就園にかかる入園料・保育料の一部を、家庭の所得状況に応じて補助しています。	教育課 (0847)89-3341
	保育料の実質無償化	幼稚園、保育所、託児所に通う第2子以降の子どもさんの保育料を全額補助します。申請が必要で、一定の要件があります。	福祉課 (0847)89-3335 教育課 (0847)89-3341

## 5 就学に関すること

	制度等の名称	制度の内容	問い合わせ先
就学援助	就学援助制度	経済的理由のため、小学校、中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助します。	教育課 (0847)89-3341
	特別支援教育就学奨励制度	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に、学用品費、通学用品費、給食費などを援助する制度があります。援助を受けるためには一定の要件があります。	教育課 (0847)89-3341
	給食費の実質無償化	町内小学校と中学校の給食費を補助します。申請が必要です。	教育課 (0847)89-3341
	高等学校等就学支援金	国公立を問わず、高校等授業料の支援として、住民税(県・市町)所得割額の合計が50万7000円未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。受給するためには申請が必要です。	公立：広島県教育委員会 (082)222-3015 私立：在学している高等学校等
貸付	日本学生支援機構奨学金	大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)で学ぶ学生・生徒に対し、第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(利息付)を貸与するとともに、特に経済的に困難な学生・生徒を対象とした給付奨学金の制度もあります。	在学している学校 (日本学生支援機構)
	広島県高等学校等奨学金	高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部及び専修学校高等課程に在学している生徒・学生で、経済的理由により修学が困難と認められる人に、修学上必要な学資金の一部が貸与されます。	在学している学校
	病気遺児災害遺児自死遺児奨学金	高校、大学、専門学校などに進学を希望している、経済的に苦しい遺児たち(※)に、奨学金を貸与及び給付しています。貸与部分は、卒業後20年以内に無利子返還します。 ※病気、災害、自死(自殺)など道路上の交通事故以外で保護者を亡くしたり、保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもたち	あしなが育英会 (03)3221-0888

## 6 住まい・くらしのこと

	制度等の名称	制度の内容	問い合わせ先
住まい・くらし	公営住宅の優先入居	ひとり親家庭は町営住宅に優先的に入居できます。なお、家賃の納付が著しく困難な場合は、家賃を減免する制度があります。	建設課 (0847)89-3338
	母子生活支援施設	母子家庭の母と児童をともに保護し、自立の促進のために生活を支援する施設です。	福祉課 (0847)89-3335
	神石さわやかネット	乳幼児・児童の一時預かりの他にも育児・家事のお手伝いなど家庭で困っていることのお手伝いをします。	神石高原町社会福祉協議会 (0847)85-2330
	神石高原町シルバー人材センター	60歳以上の元気で人生経験豊かな会員が子育てのお手伝いをします。	(0847)89-0121
減免制度など	所得税、市町村県民税の軽減	配偶者と死別（又は夫が生死不明）又は離別した人で、扶養親族を有する場合や所得が一定金額以下の場合、寡夫控除、寡婦控除又は特別寡婦控除を受けることができます。	住民課 (0847)89-3334 府中税務署 (0847)45-2570
	国民年金保険料の減免	経済的理由などにより保険料が納められない場合は、免除制度や猶予制度を申請することができます。	住民課 (0847)89-3334 備後府中年金事務所 (0847)41-7421
	JRの定期乗車券の割引	生活保護世帯（一部の方を除く）及び児童扶養手当受給世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合に割引をする制度があります。	福祉課 (0847)89-3335
貸付	交通遺児等貸付	自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者になった、0歳から義務教育終了前の児童に、無利子で生活資金の貸付けを行います。	自動車事故対策機構広島主管支所 (082)297-2255

## 7 心のこと

「疲れを感じた時は休む」「自分なりの気晴らしを見つける」など日ごろから心の休ませ方を知っておくことは大切です。離婚や配偶者との死別、DVなどさまざまな生活の変化や職場の人間関係により、ストレス関連疾患に悩んでおられる方、アルコールなどでお悩みの方は専門の医療機関（精神科・心療内科）又は、つぎの相談機関へご相談ください。

### 【問い合わせ先】

- 広島県東部保健所福山支所 TEL (084) 921 - 1413
- 神石高原町役場 保健課 TEL (0847) 89 - 3366
- 広島県立総合精神保健福祉センター TEL (082) 884 - 1051
- こころの電話（広島県精神保健福祉協会）  
TEL (082) 892 - 9090（月・水・金 9時～12時、13時～16時30分）
- いのちの電話（社会福祉法人広島いのちの電話）  
TEL (082) 221 - 4343（24時間受付）
- 精神科救急情報センター（広島県精神科病院協会）  
TEL (082) 892 - 3600（救急のみ・24時間受付）